

# Press Release

平成 30 年 10 月 29 日  
紙産業技術センター  
産業創出課

## 行政財産使用料の過徴収について

愛媛県産業技術研究所紙産業技術センターの研究交流棟に設置している自動販売機に係る行政財産使用料について、算出誤りによる過徴収が判明しました。

このような事態を発生させ、県民の皆さまの信頼を損なうこととなり、深くお詫び申し上げます。

### 1 内 容

平成 15 年に新築された紙産業技術センターは、非木造（鉄筋コンクリート造）の管理研究棟及び実験棟と、木造の研究交流棟の 3 棟で構成されており、自動販売機（1.21 m<sup>2</sup>）は、研究交流棟に設置されているため、行政財産使用料は、本来「木造」の単価により算出すべきところを、「非木造」の単価を適用し算出していました。これまでの 16 年間で 23,820 円が過徴収となっています。

使用許可面積	1.21 m <sup>2</sup>
使用料合計額（誤）	45,410 円
（正）	21,590 円
過徴収額	23,820 円

### 2 原 因

建築基準法第 18 条第 7 項の規定による「検査済証」に、「主たる建築物の構造：鉄筋コンクリート造」と記載されていたため、平成 15 年当時に「非木造」を適用し、その後も同様に手続き行っていたものです。

### 3 判明後の対応

自動販売機を設置している方に謝罪と経緯の説明をし、既に時効となった 6 年分（平成 15 年度～20 年度）を除く過徴収金（15,000 円）について、還付の手続きを進めているところです。

### 4 再発防止策

複数担当者によるチェック体制を敷いて資料の内容確認を徹底し、再発の防止に努めます。

#### 【問合先】

紙産業技術センター	担当：菅	TEL 0896-58-2144
産業創出課	担当：玉井	TEL 089-912-2470